

西東京市障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱

第1 目的

この要綱は、西東京市（以下「市」という。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業者等及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業者等（以下これらを「障害福祉サービス事業者等」という。）に対して、支援法、児童福祉法その他の法令並びに東京都の条例で定める最低基準及び指定基準等（以下「基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講ずることにより、障害福祉サービス事業者等のサービス内容の質の確保、自立支援給付に係る費用等の支給の適正化並びに業務管理体制の適正な整備及び運用を図り、市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2 指導及び監査の対象者

指導及び監査の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者
- (3) 支援法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- (4) 支援法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者」という。）
- (5) 児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (6) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）

第3 指導の方針

指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、基準等に定めるサービスの内容及び自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項について、適切な助言及び指導を行うことを主眼として実施するものとする。

第4 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法（オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。）の活用による動画の配信等による方法を含む。以下「講習」という。）により行うものとする。

(2) 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地で行うものとする。ただし、実地指導を効率的かつ効果的に行うため、必要に応じて一定の場所において個別に指導を行うことができる。

第5 指導形態の選定基準

西東京市長（以下「市長」という。）は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、別表第1の選定基準に基づいて指導対象となる障害福祉サービス事業者等の選定を行うものとする。

第6 指導及び監査の実施方針及び実施計画

市長は、指導及び監査を効率的かつ効果的に実施するため、指導及び監査の基本方針、重点項目及び指導項目等を掲げる障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施方針（以下「実施方針」という。）並びに指導基準を、毎年度、別に定めるものとする。

- 2 市長は、実施方針に基づき、当該年度の実地指導等の実施時期等を定めた実施計画を、毎年度、別に作成するものとする。

第7 調査書の提出

市長は、指導の実施に当たっては、障害福祉サービス事業者等から調査書その他指導に必要となる書類等の提出を求めることができる。

第8 集団指導の実施方法

市長は、集団指導の対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施の日時及び場所、出席者、指導内容等を、当該障害福祉サービス事業者等に対して文書により通知するものとする。

- 2 集団指導は、自立支援給付に係る費用の請求等の内容、制度改正の内容、過去の指導における事例等について、講習により行うものとする。

第9 実地指導の実施方法

市長は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、原則とし

て、実施予定日の1月前までに、実地指導の根拠規定、実施日、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知し、実地指導当日の確認が円滑に行えるよう、当日のおおむねの流れをあらかじめ示すものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、指導の開始時に文書を交付することによって行うものとする。

- 2 実地指導は、別に定める指導基準等に基づき、関係書類等を閲覧し、関係者からの面談方式で行うものとする。この場合において、業務管理体制の整備及び運用状況の確認に当たっては、障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を踏まえ、書面又は実地において検査する。
- 3 市長は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、当該実地指導の対象である障害福祉サービス事業者等に文書により指導結果を通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により指導結果を通知したときは、当該通知を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、当該通知の発送日から30日以内に、改善報告書の提出を求めるものとする。
- 5 指導体制は、2名以上の指導班を編成して実施するものとする。

第10 指導後の措置等

市長は、実地指導の結果、指摘した事項について改善が不十分な障害福祉サービス事業者等については、必要に応じて、再度、実地指導を行うものとする。

- 2 市長は、実地指導の結果、第12に規定する監査の選定基準に該当すると判断したときは、速やかに監査を行うものとする。
- 3 市長は、実地指導の結果、障害福祉サービス事業者等のサービスの内容又は自立支援給付に係る費用の請求等に関し、不当な事実を確認したときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、自立支援給付に係る費用の自主返還等を行うよう指導するものとする。

第11 監査の方針

監査は、障害福祉サービス事業者等のサービス内容が不当である場合、自立支援給付費に係る費用の請求等の経理面に不正が疑われる場合、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足る場合等において、事実関係を的確に把握し、公正

かつ適切な措置を取ることを主眼とする。

第12 監査の選定基準

監査は、障害福祉サービス事業者等が、別表第2のいずれかに該当する場合に行うものとする。

第13 監査の実施方法等

市長は、原則として、監査を実施する前に自立支援給付に係る費用等の請求等による書面調査を行うとともに、必要があると認めるときは、障害福祉サービス事業者等のサービスを受けた障害者及び障害児の保護者に対する聞き取り調査を行うことができる。

- 2 市長は、別表第2に掲げる事項の確認について必要があると認めるときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。
- 3 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求めて関係者に対して質問し、又は当該福祉サービス事業所に立ち入り、その設備、帳簿書類等の検査を行うものとする。ただし、第10第2項の規定により指導から監査へ変更した場合及び緊急を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合において、指定権限のない障害福祉サービス事業者等に対し監査を実施する場合は、指定権限のある東京都等関係行政機関（以下「関係行政機関」という。）へ事前に当該監査を実施する旨の情報提供を行う。この場合において、業務管理体制の整備及び運用状況の確認に当たっては、障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（平成24年3月30日障発0330第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を踏まえ監査を実施するものとする。
- 5 監査の実施に当たっては、原則として、実地指導の指導班を中心に職員2名以上の監査班を編成する。ただし、問題の性質等に応じて、課長級以上の職にある者を長とした職員3名以上の特別班を編成して実施することができるものとする。
- 6 市長は、監査後に監査調書を作成する。この場合において、監査調書には、当該監査に係る実施内容、方法、結果等を記録するものとする。
- 7 市長は、監査の結果、改善を要すると認められた事項については、後日、文書により監査結果を通知する。
- 8 市長は、前項の規定により、障害福祉サービス事業者等に対して、文書により改

善を指摘した場合は、監査結果通知の発送日から30日以内に、改善報告書の提出を求める。

- 9 市長は、障害福祉サービス事業者等（指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を除く。）が、支援法第49条第6項、第50条第2項若しくは第3項、第51条の28第6項若しくは第51条の29第3項又は児童福祉法第21条の5の23第5項若しくは第21条の5の24第2項の規定に該当する場合は、関係行政機関に通知するものとする。

第14 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者に対する勧告等

市長は、指定特定相談支援事業者が支援法第51条の28第2項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき、又は指定障害児相談支援事業者が児童福祉法第24条の35第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、期限を定めて、当該各号に定める措置を講ずるべきことを勧告することができる。

- 2 前項の規定による勧告を受けた者は、同項の規定により定められた期限内に必要な措置を講じ、その旨を文書で市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による措置の勧告を受けた者が、同項の規定により定められた期間内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第15 行政処分所管部署への通知

市長は、第14の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置を講じなかったとき又は監査の結果により指定取消し等処分に該当すると認められるときは、指定取消し等処分の要件に該当する旨を、行政処分の所管部署へ通知する。

第16 指導監査情報の公表

市長は、指導及び監査の結果又は改善状況について、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、市ホームページに掲載する。

第17 関係行政機関等との連携

市長は、指導及び監査に当たっては、関係行政機関等との連携を図り、効果的に実施するよう努めるものとする。

第18 電磁的記録

市長は、指導及び監査に当たって書面において検査するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、

図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有機物をいう。以下同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第5関係)

指導の形態	選定基準
集団指導	集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等
実地指導	1 過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない障害福祉サービス事業者等 2 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な障害福祉サービス事業者等 3 事業開始後実地指導を実施していない障害福祉サービス事業者等 4 前年度、集団指導を欠席した障害福祉サービス事業者等 5 業務管理体制の整備に関して必要があると認められる障害福祉サービス事業者等 6 その他実地指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業者等

別表第2 (第12、第13関係)

監査の選定基準

1 サービス内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。 2 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。 3 基準等において、重大な違反があると疑うに足る理由があるとき。 4 度重なる実地指導によってもサービス内容又は自立支援給付に係る費用等の請求に改善がみられないとき。

- 5 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。
- 6 業務管理体制の監査については、指定事業所等の指定取消し相当の事案が発覚したとき。